

平成23年度第3回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成24年1月18日（水）

午前10時～

場所：庁議室

文京区企画政策部広報課

出席者：（委員） 内山忠明 前田俊房 諸岡健至 木元武一 宮崎文雄

中山泰一 平本喜祿

（事務局） 企画政策部長 渡部敏明 企画政策部広報課長 石嶋大介

企画政策部情報政策課長 吉田雄大

区民部戸籍住民課長 島村邦昭 戸籍住民課外国人登録主査 柴垣純子

福祉部特命担当課長 渡邊了 高齢福祉課高齢者相談係長 佐藤真魚

広報課行政情報担当主査 阿部英幸

広報課行政情報担当主事 竹内陽子

欠席者：（委員） 宮内秀一

1 開会

○広報課長 それでは、定時になりましたので、開会させていただきたいと思います。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

初めに、委員の皆様の出席の状況でございますが、宮内委員は欠席というご連絡を受けております。また、宮崎委員は所用のため、遅れて出席される予定でございます。木元委員については出席される予定と伺っておりますので、間もなく到着されるというように思われます。

本日の審議会は、審議会条例第7条第1項に規定する定足数を満たしており、有効に成立しておりますので、ご報告いたします。

本日は、諮問案件1件、報告事項4件を予定しております。

2 諮問書の交付

○広報課長 それでは、諮問案件について諮問書をお渡しさせていただきます。

（諮問書の交付）

○広報課長 それでは、ただいま諮問書の写しを席上に配付させていただきました。

3 企画政策部長あいさつ

○広報課長 それでは、企画政策部長からごあいさつ申し上げます。

○企画政策部長 どうも皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中、情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。また本年もどうぞよろしく願います。

昨日、新聞で報道されていまして、ご覧になった委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、今週の月曜日から文京区では公式のツイッターを開始いたしました。区民の皆様への情報提供の手段を1つ増やしたという形になりました。情報公開条例の中でも、広報媒体の効果的活用に努めるとともに、区政に関する情報を一層区民が利用しやすいものにするなど情報提供施策の拡充に努めるものとするという規定がございますので、それに沿った対応になるのかなというように考えているところでございます。

ツイッターには140という字数制限がございますが、迅速に情報提供をできるということで、今後、催し物の情報ですとか、災害に関する情報など、迅速に提供していきたいというように考えているところでございます。区のホームページからご覧になれますので、一度見ていただければということでございます。

今日は、高齢者の状況把握訪問事業について諮問事項と報告事項がございますので、ご審議のほどよろしく願います。

以上でございます。

○広報課長 それでは、審議の進行を内山会長、願います。

4 議事 (諮問案件)

(1) 後期高齢者医療の被保険者に係る給付情報の収集について

(2) 上記(1)による収集の本人通知の省略について

○内山会長 それでは、お手元の次第に基づいて会を進めさせていただきます。

次第でございますと、2の議事ということでございます。

まず、諮問第1号、ただ今いただいた諮問についてご審議をいただくということになります。

まず、このことについて、ご説明をお願いいたします。

○広報課長 それでは、ご説明申し上げる前に、資料の確認をさせていただきたいと思っております。資料については、あらかじめ郵送させていただいております。

この第1号に関する資料としまして、資料1は、高齢者の状況把握訪問の結果や、その後の

取り組み等をまとめたものでございます。

それから、今お配りさせてもらいましたものは、諮問書の写しでございます。

それから、本日、席上に配付させていただいております後期高齢者医療広域連合から各市区町村宛ての「後期高齢者医療制度における被保険者情報と個人情報保護について」という資料を席上に配付させていただいております。お手元の資料は、よろしいでしょうか。

それでは、諮問第1号について説明のために所管課職員が同席しておりますので、ご紹介させていただきます。渡邊福祉部特命担当課長でございます。

○福祉部特命担当課長 渡邊でございます。よろしく申し上げます。

○広報課長 後ろは、高齢福祉課の佐藤高齢者相談係長でございます。

○高齢者相談係長 佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○広報課長 よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問案件についてご説明申し上げます。

平成23年度諮問第1号、諮問事項については、諮問書のとおり（1）として、後期高齢者医療の被保険者に係る給付情報の収集について。（2）として、上記（1）による収集の本人通知の省略についてということでございます。

諮問の趣旨について、読ませていただきます。

75歳以上の高齢者（要介護認定者、高齢者サービス利用者、地域包括支援センターが実態把握をしている者を除く。）を対象に、日常生活の状況、見守りの希望等について聞き取りを行うとともに、各種見守り事業等を紹介し、個々人の状況に応じた見守りにつなげる、高齢者の状況把握訪問事業を実施しました。

その結果、対象者12,281人のうち、訪問を拒否する者や面会できなかった者が2,823人おり、継続した状況把握及び安否確認につなげていくため、後期高齢者医療情報の収集（以下「本件収集」という。）を予定しています。この情報を地域包括ケア管理システムに登載することにより、高齢者サービス利用状況の一元的な把握を行います。

本件収集は、当該情報を状況把握の一環として利用するものであり、個人情報の収集に当たります。そこで、高齢者が地域で安心して生活できる見守りをさらに推進する観点から、本人の同意を得ないで、個人情報を収集すること及び収集をしたことの本人通知の省略について、貴審議会のご意見をお伺いします、ということでございます。

詳細につきましては、所管課長からご説明申し上げます。

○福祉部特命担当課長 それでは、福祉部特命担当課長の渡邊のほうからご説明させていただきます。

きます。座らせていただきます。

資料のほうを2点、皆様のお手元に差し上げました。資料1と資料1-2でございます。

まず、資料1でございますけれども、先ほど広報課長からご説明があったとおり、昨年2月から昨年9月末まで、高齢者の状況把握訪問を実施いたしました。これに関しましても、平成22年第3回の本審議会におきまして審議をいただいたところでございます。その最終的な結果が出ました。

対象といたしまして、1万2,281名の方の訪問を予定していたわけでございますけれども、結果として2,823名の方に直接お会いすることができなかつたり、拒否をいただいたということでございます。

この方々の安否の確認、それから所在の確認のために、今回の状況把握訪問が既に介護保険法のサービス利用等の利用者を全て除いている人達でございますので、最終的には後期高齢者医療の給付情報を収集させていただいて、この方々についての安否確認と所在確認をしたいということでございます。

所在確認の方法でございますけれども、今申し上げた給付情報で、まず確認をさせていただいて、これで確認できなかった方に関しては、高齢福祉課職員と地域包括支援センター職員等が自宅を再度訪問させていただいて確認をするということでございます。

資料1の4、個人情報の流れでございますけれども、こちらは高齢福祉課から東京都後期高齢者医療広域連合に申請をいたしまして、個人情報の外部提供をいただき、そちらを利用するというところでございます。

対象情報といたしましては、被保険者の被保険者番号、カナ氏名、生年月日、性別、住所、資格取得年月日及び医療給付情報でございます。

今回のこの個人情報保護条例上の取り扱いは、ここにごございますとおり、広域連合から、本人の同意を得ないで個人情報を収集すること及び、その収集についての本人への通知を省略するというに該当いたしますので、条例第8条第2項第5号及び同条第3項に基づいて審議会の意見聴取をお願いしているものでございます。

今回お配りしました資料1-2をご覧ください。こちらに関しまして、これは平成22年7月に足立区で起きました高齢者の行方不明問題に端を発して、広域連合から各区市町村に対しての通知、事務連絡があったものでございます。

こちらに関しては、その安否の確認のことが、1枚おめくりいただきまして、裏面の真ん中ぐらいの四角に書いてございます。【今回の高齢者所在確認に係る外部提供の場合】という括

弧書きの中でございます。こちらに関しまして、高齢者の所在確認は後期高齢者医療制度の運営に係る業務ではないので、被保険者の個人情報を活用するためには個人情報の保有者の承諾の手続が必要です。

区市町村で必要な情報は、給付を受けていない被保険者の氏名、住所、性別、生年月日、被保険者番号等です。被保険者の氏名、住所、性別、生年月日、被保険者番号の情報は区市町村でも保有しているところがございますけれども、給付の有無を前提としているために、この給付情報を保有している東京都広域連合での手続が必要ということでございます。

こちらの外部提供の条件でございますが、もう一枚おめくりいただいて、6でございます。今後の給付情報の外部提供のところに書いてございますとおり、広域連合の個人情報の公開・個人情報保護審議会です。事前一括承認されている事案は、別紙のとおりということでございますが、今回の給付情報の区市町村への外部提供の案件に関しては、その中の13、15、16、20に定めており、今回広域連合のほうに申請をいたしますのは、この20（高齢者の所在確認に関しての給付情報の外部提供）ということに当たることになってございます。広域連合に関しまして、こちらの中で事前一括承認されているものについて、区としては外部提供の申請をさせていただくということで考えてございます。

詳しくは、この20でございますけれども、この資料の一番最後のページのところに20がございますけれども、「区市町村から的高齢者の所在確認に係る協力依頼に対する給付実績のない被保険者に関する給付情報の外部提供」というところに該当いたします。こちらを今回させていただいて、区のほうに給付情報のない被保険者の給付情報をいただいて、確認をしていきたいということでございます。

説明としては、以上でございます。

○内山会長 説明は終わりました。

各委員の皆様方から、ご質問ないしご意見を頂戴したいと思います。

○平本委員 ちょっとお尋ねしたいのですけれども。

○内山会長 はい、どうぞ。

○平本委員 訪問者の訪問した件数の中で、2,823名というのは4分の1近くて相当高い比率なのですけれども、こういう方々というのは訪問したけど住んでいない方が多いのですか、それとも、住んでいることは確認できるけれども、たまたま会えなかったとか。

○福祉部特命担当課長 今回、2,823名のうち、事前に連絡を頂いた方は、やり方といたしましてまず最初に、訪問するということをダイレクトメールで個人、75歳以上の方に封筒でご連

絡を差し上げました。何月何日にお伺いいたしますというお手紙を差し上げたところ、「うちは元気だから来なくていいよ」というような、事前の拒否の連絡をいただいた方が2,139名いらっしゃったということです。そのうち、2,139名の方は、直接ご本人であったり、あるいはご家族であったりという形で居住していることはわかっているという状況です。

その事前拒否のなかった方々に実際に訪問に伺ったのですが、その中で684名の方は、訪問したのですが、残念ながらご本人に会えなかったという方々がいらっしゃいました。あるいは拒否したという方がいらっしゃいました。合わせますと、先ほど申し上げた2,823名になるということでございまして、現実はこの住所にいらっしゃるであろうことはわかってございます。人がいないということではございません。

○平本委員 そうすると、今現在入手しようとしている情報を得ることによって、何をすることなのかのでしょうか。

○福祉部特命担当課長 今回、2,823名のうち、ご本人からご連絡をいただいたのはほとんどが電話です。ご本人の確認というのは当然、直接対面しておりませんので、外見あるいはそういったもので確認ができてございません。

区といたしましては、確実にその方々の所在の確認をしておく必要があるという考えに基づきまして、今回、後期高齢者広域連合から医療情報を頂戴して、こちらをきちんと確認をさせていただきたいという趣旨でございます。

万が一それで該当する方がいらっしゃった場合については、当然区で責任を持って再訪問なり再確認をさせていただくということでございます。ですので、十中、九ぐらい大丈夫だというように思っているのですが、やはりこれはきちんと情報を突合させていただいて、確認をさせていただきたいということでございます。

○内山会長 資料1に書いてありますように、目的というのが、日常生活の状況ですとか、見守り希望などについて希望を伺うということを行うとともに、その後のことですが、各種の見守り事業を、これも紹介ですよ。こういうことがありますということをお知らせする。それと、個々人の状況に応じた見守りにつなげる、これは、つなげるというのがどういう意味なのかも含めての説明をお願いします。

○福祉部特命担当課長 昨年度の審議会でもご報告をさせていただいている部分で、ご審議いただいている部分でございますが、文京区の社会福祉協議会において見守り訪問事業というのが本年度新規に始まりました。これについてご希望はありませんかということをお伺いして、その希望を聞かせていただき、希望があれば区から社会福祉協議会にその情報を提供する同意

をいただきました。

プラス、区といたしましては、地域包括支援センターが地域の高齢者の窓口ということになってございますので、そうしたサービスがございますよということでご案内を申し上げて、そのご利用についてご希望を伺いました。ご希望のある方に関しては、それは同じ区でございますので、直接、包括支援センターからご連絡をさせていただいて訪問をしたりしたということでございます。

具体的には、やはりそれだけではわからないので、伺った際に、毎年出している高齢者のための福祉と保健のしおりをお渡しをしたのと、それから、社会福祉協議会で「見守り訪問事業を始めます」といったチラシを、その際に全ての高齢者の方にお渡しをした上で、ご案内をさせていただき、ご希望を伺って、ご希望がある方についてはその担当部署に情報を提供して、つなげるということでございます。

○諸岡委員 いや、ちょっと、私もだんだん、いろいろと問題提起しているのですが、今回の調査は、また外部委託するのですか。

○福祉部特命担当課長 いえ、今回は情報を頂戴いたしまして、区の内部で確認をする、そういうもので、外部に委託することはございません。

○諸岡委員 私もその該当者なのですが、私のところには来なかったからそういうことを申し上げたいのです。事前に、私のところには行かなくてもいいというようなことを聞いて、それだから行かなかったというような話なのですが、昨年末に夜警やったときに、みんな来た人に「あなたはどうだった」と聞いたりしましたら、「私のところもこれ来てませんよ」というような方が何人もいらっしゃったんですね。だから、どういう基準でやっているのか。

それから、調査に来た人がやっぱり物足りないらしいんですね。ちょっと見ただけで、すつと帰っていく。だから、何の目的で来ているのか。ただ所在確認はいいでしょうけど、本当に見守り云々とかというような感じはないというのがほとんどの答えでしたので、専門家が行くというような話を聞いておりましたので、そのようなことを詳しくやるのかと思ったら、そうじゃなくて、ちらっと見て帰っちゃうというような感じで、何ですかね。

○福祉部特命担当課長 2点ほど諸岡委員のほうからお話をいただきました。その1点目の基準でございますが、こちらの資料にも書かせていただいておりますが、包括支援センターが実態を把握しているというのは、いわゆる文京区の高齢者クラブの役員さんとか、あるいは審議会に出ていらっしゃるとか、区のほうで実態が十分わかっている方に関しては事前に除外しておりますので、そこはやはり減らして対象者としてしました。それでもやはり1万2,000人強の

方がいらっしやったということでございます。

それから、2点目の物足りないということでございますが、実は平成22年度、昨年度は計画改定の前の高齢者に関する実態把握調査を2件ほどやらせていただいております、その後ちょうど訪問に行くということでございまして、ある程度、区民の皆様に様々な形で区のほうからアプローチをかけていた状況でございます。

ですので、今回の状況把握訪問に関しては、その中で、生活上の不安はどういったこととございますかということについて特化して対面でお話を伺いたいということで調査員には指示を出したものでございますので、実際にそこで見守りをすると、最終的にそこにいるかないかということでの所在確認はできたわけでございますけれども、その次に見守りの事業につなげるということですので、諸岡委員のおっしゃるとおり、若干物足りなかった部分があるのかなということは否めないところではあるのですが、やはり一方で、他の区民の方からは、何で同じことを何度もするんだというようなご意見も頂戴したところでございますので、そのあたりはちょっとバランスをとらせていただいたということでご理解を頂戴したいと思います。

○前田副会長 前田です。今のご説明を伺っていると、何を本当にしていたのというように疑問に思えてしょうがない。つまり、今、諸岡先生がおられたときに、審議会に来ているからやらなかった、そんな馬鹿な話はないのだろうと思うのだよね。

つまり、もしそれだけの話ならば、こんなことする必要はないのですよ。つまり、今のシステムの中で民生委員がいて、いろんな役割を分担してくれている地域の活動家がおられるじゃないですか。その方達に訪問してもらって所在確認すれば、足りるじゃないですか。

今のお話はそうでしょう、結局は。諸岡さんはここにいるから、通知もしなかったし、行きもしなかったのだと、こんな馬鹿な調査なんかないじゃないですか。

○福祉部特命担当課長 今申し上げた、ご意見をいただいた民生委員の方々が把握している方についても、当然それは、わかっていらっしやる方については、こちらで状況がわかっている。要するに高齢者の相談なり何なりで台帳があって、既にアプローチがかかっている方に関しては、それは訪問先としては除外をさせていただいたということでございます。

○前田副会長 いや、そうじゃなくて、私が言いたいのは、むしろもっと民生委員の方たちに頑張ってもらって、この対象となる人達の所を訪問してもらって確認してもらえばいいのではないですか。もし、ただ単に所在確認のためだけならば。

あともう一つは、国勢調査というものがあって、その際の資料もあるではないですか。それ以上に何をしようとしているのですかね、これは、はっきり申し上げて。諮問の趣旨、色々4

行書いておられるけれども、今の話からすると単に所在確認だけであって、各種見守り事業等を紹介という話でもないではないですか。

○福祉部特命担当課長 今回、その所在の確認が1つテーマとしてはあるのでございますけれども、もう一つとしましては、そちらの資料にも書かせていただいておりますけれども、まずは日常生活の状況の把握をさせていただきたいということで、聞き取りをさせていただいているものであります。

先ほどもちょっと申し上げましたが、平成22年度に高齢者の方に対しての状況の調査等を計画の改定に当たって行っておりますが、それに関してはすべて無記名で、どなたがどういう状況かという個人が特定できないところで調べをさせていただいているものです。

もちろん、民生委員の方に行っていただければ所在の確認はできるだろうということも一方で真実だとは考えてございますが、今回はやはり、その所在の確認というよりも、状況把握をするために、やはりその調査票に基づいて聞き取りをさせていただいて、ご本人それぞれの細かい状況も伺って、それで、こちらとしてはその状況を、こちらに書いてございますとおりに包括ケア管理システムに登載をして、ご本人がいざご相談に来たときに、その状況が一元的にわかるようにもしたいということで行ったものでございますので、もちろんその所在確認のみではございませんので、そのあたりはご理解を頂戴したいなというように思います。

○内山会長 中山委員

○中山委員 中山です。実は、前田委員や諸岡委員の意見とかなり同じで、何がやりたい事業なのかがよくわかっていないのと、あともう一点は、ご本人から電話で来なくて良いと言われた人について、なぜわざわざ医療給付情報を入手されようとしているのかなというのがわからなくて、私も両親が高齢になっていきますけれども、ある意味、もちろん体がついていないところもあるけれども、プライドのようなものもあって、それで自分はどうにか今のところ問題ない、自分の意思判断で問題ないということを役所に言っているにもかかわらず、役所のほうで医療給付情報を見られるということのほうが、むしろ嫌がるのではないかなという気まですて、むしろ何を調べようとしているのかというのが私にはわからなかったのですが。

○福祉部特命担当課長 今回、2,823名の方に対して全て医療給付情報を収集するわけではなく、先ほどの資料1-2に書いてあるとおりののですが、過去、医療実績のない、給付実績のない方ですから、本当にお元気で一度もお医者さんにかかってないという方もいらっしゃるのかもしれませんが、区といたしましては、過去1年間一度もお医者さんにかかっていない方で拒否をされた方に関しては、やはりもう一度、こちらとしては再度確認をする必要が

あるだろうと。お元気であれば、当然かかっていない部分も、皆無ではないと思うのですけれども、こちらとしてはやはりきちんとその使える仕組み等がございますので、所在の確認をさせていただきたいというのが趣旨でございます。

○内山会長 私は説明する役割ではないのですが、例えば私が以前経験した訴訟の中では、例えば生活保護を受給して、その生命、身体の安全を守っていただく必要があるような方でも、ご本人が公的な支援を全く拒絶していて受けようとしなくて、恐らく病気でとか餓死とかいうような心配まであるという方もおられる時に、文京区ではないのですが、ほかの区で民生委員とケースワーカーが大家さんからドアを開けてもらって、ご本人を説得して、在宅から適切な施設に入っていただくというようなことをする。要するに、ご本人の希望ではない部分を、説得した上でそういうような福祉給付につなげるというようなことも、公共体とすればやるべきことをやるという中で1つの仕事だろうと思いますね。

だとすると、お医者さんにかかっている方はそれなりに、文京区が面倒を見なくてもご本人で何とかやっているということが確認できる。しかし、75歳以上で一度もお医者さんにかかっていないという人の中には、もちろんご本人の正常な認識の中で自分の健康管理も財産管理もできる方もおられるだろうけども、そういう方でない方もおられるかもしれない。その部分を文京区とすれば確認をして、つまりこういう作業に、福祉施策につなげたいということも文京区の仕事のうちの一部だとすれば、ご本人が希望していなくても、そういう状況にあれば、そのようなことを積極的に説得をして受け入れていただくというようなことをする必要があるだろうというふうなことだったならばわかるのですが、

もう一つは、最初に言われたとおり、どこかでありました不正受給といいますか、死亡されているにもかかわらず年金等を給付している。そういう人たちを探し出すというふうな一面もないわけではない。これは、どちらのことを目的として行っているのかということ、まず明確にさせていただいたほうが良さそうなことだと思います。

○福祉部特命担当課長 すみません、補足していただきまして、会長ありがとうございます。

前者でございます。こちらで考えているのは、やはり拒否している方の中でも必要なサービスにつなげることが必要な方がいらっしゃる可能性が高いというように考えてございます。というのは、今回の訪問調査の結果なのですけれども、やはりサービスにつながった方が、そのうち3%程度いらっしゃいました。ですので、実数といたしましては300人ぐらいの方が要介護なりサービスに伺わなければいけないところが、全く今まで、そういったことの相談もないというような状況もございましたので、やはり先ほど会長にご説明いただいたとおり、その4

分の1ぐらい多くの方が本当にサービスが要らないのかどうかということについては、区としてはやはり積極的に把握をさせていただいて、アウトリーチをさせていただくことが必要だろうということで、このご審議を頂戴しているということでございます。

○平本委員 委員の平本ですけれども、今年度から始まる予定の文京区地域福祉活動の内容を見てみますと、僕らはどちらかというと受け身的だった福祉活動を小ブロックに分けて、きめ細かな積極的な福祉活動に乗り出そうとされているような感じもするのですがね。そうした場合に、できるだけその地域に住んでいる75歳以上の高齢者の方の状況を正確に把握して、それに対して、相手方が必ずしも望んでいなくても、機会があれば積極的に色々な福祉サービスを提供できる体制を構築していくということも区の仕事として非常に重要なのだろうと。そういう意味では、こういう形で、できるだけ正確な情報を収集していくということも必要なのではないかなという感じがしているのですけどね。

○前田副会長 前田です。今仮に会長がおっしゃったような緊急の事態があるかもしれないというようなことのために、収集したい、それは1つの目的なんでしょう。では、その給付情報を収集した後、それを利用して、次のステップはどういうことをやろうと考えておられるのですかね。

○福祉部特命担当課長 先ほどもちょっと申し上げましたが、今回、医療給付情報のない方のリストを収集して、この2,823名と突合して、該当した方に関しては直接区の職員がアポイントなり電話を入れて、そちらのご自宅に訪問をします。

○前田副会長 でも、その場合だって、電話で、窓口で拒否した人がいれば、来なくていいよと言ったらおしまいですか。

○福祉部特命担当課長 いや、今回の場合は、状況としてはこちらのバックデータがございますので、電話をすることも1つ方法論ですし、実際には地域の高齢者の把握をするという業務を担っている地域包括支援センターと一緒にご自宅に訪問、いわゆる飛び込みの訪問をするということも、今回についてはあり得る、そういったことできちんと確認をしていきたいと考えております。

○前田副会長 いや、むしろこの趣旨、目的がその趣旨の4行にあるのであれば、電話どころじゃない。むしろ飛び込んで、地域包括センターないしはケースワーカーもしくは民生委員と連動して、実態を確認するために訪問すべきだと思うのだけど、そこを電話で終わってしまうというのは、僕には何か、最初スタート時の目的とその後ケアとつながっていかないように思うのですよね。

つまり、電話をしたところ、電話でも「いや、来なくてもいいですよ」と言われているとなった時に、では、来なくてもいいよという時に行かないということのようにも思えるのですよね、今の話を伺っていると。とすると、何のためにこれは本当に収集する必要があるのですかね。むしろ、そうだったら最初から飛び込みで訪問して、「申し訳ないけれども、これとこれについて調査させていただきたいのです」と、レ点チェックでもいいからやったほうが、僕は、早いし、それから次に備えている本人通知の省略という問題も出てくると思うのですよね。

僕は実は、2つ目の本人通知の省略ということに対して非常に今アレルギーを感じていて、なぜアレルギーかという、この諮問事項の趣旨、目的がいかなるものなのかということなのです。つまり、2項の本人通知を省略してもいいなという判断は半分あるのだけれども、半分はやはり本人通知を省略してはいけないぞという、あるのです。その中で今、ちょっとしつこくお伺いしているわけです。

○福祉部特命担当課長 こちらの所在確認の方法のところ資料1に書かせていただいているとおりですが、基本は、自宅を訪問するというのが原則になるというように考えてございます。

それは、いきなり訪問に行くのか、ある程度その辺、民生委員とともに、情報を収集した上で行くのかというのはもちろんあると思いますけれども、基本は自宅に行くというのが原則というふうに考えてございます。

○前田副会長 とするならば、まずこの諮問を出す前に、この2,823人、特に684名について、もう聞き取りの調査に出かけていただいて、その中で、なおかつ分からなかったことが、この本人のために、そのときに初めてここに持ってきて、では、これは、本人のことを考える上でこれは緊急かもしれないねということややるのなら、僕は素直に、いや、これは大事ですねというように考えるのですけど、何か今のご説明を伺っていると、現地調査、聞き取りを行うということを省いてここへ持ってきたから、申し訳ないのだけど、僕は違和感を感じたのかな。ごめんなさいね。

○中山委員 もう一点は、先ほど前田委員がおっしゃっていた、民生委員からの聞き取りがなかったことだと思います。というか、わざわざ民生委員の方も、ただでさえお忙しいのですから、すべてに出ばっていただく必要はないと思うのですけれども、この2,823人について何らかの情報を持っているとかいうようなことの何か共有のようなもののプロセスをちょっと感じなかったんで、あれっ、それでいいのかしらと思ったということはあるのですけど。

○内山会長 最初に、その1万2,000人規模の事業を行うとすれば、このような一括収集をするということが必要だったから、そのことについては審議会についても、それは相当でしょう

というようなことで判断したと思うのですが、そのフィルターをくぐった2,823人ということになってくると、それは一括大量処理という規模からするとかなり規模が小さくなってきているから、区の独自の施策の中で何らかのことができるのではないかというのが言ってみれば各委員さんのご発言の趣旨のように思いますけれども、その部分をしないで、医療給付を受けていない人たちだけを探し出す、フィルターリングをかけるというのは、それだけの意味があるのかどうかということだと思っておりますけれども、そのことについて説明していただけますか。

○福祉部特命担当課長 今回、2,823名の方が電話も含めて会えなかったですけれども、こちらについて各当該の民生委員さんに、この方はどういう方ですかという、聞き取りの調査というものは、確かにおっしゃるとおり現在行ってはございません。ですので、その手順を踏むべきだというご意見については、一方で確かにその手順を踏むということも必要なことなのかなというようには考えてございます。

その中で、全部、高齢者の方を民生委員さんが把握しているのかということについてはわからないのですが、把握している方については、そこでもう一回わかる部分が出てくるのかなというようには考えられるところではあります。

○内山会長 確かに、民生委員さんが全ての高齢者の所在と健康状況を把握するという事はないですね。

○福祉部特命担当課長 ないですね。

○内山会長 必要な方だけの情報を収集していますから。

○福祉部特命担当課長 はい。

○内山会長 ただ、これが今直ちに行わないと、文京区の目的とする施策が実施できないのかということについての説得力が、今ひとつないように感じているということのようです。

○福祉部特命担当課長 やはり、そのデータ自体は生ものだということに思っていて、去年の2月から始めて9月まで、やはり1万2,000人だと時間がかかったわけですが、このデータはできる限り早く医療の給付情報と突合させていただいて、さらにその人数を絞った上で、民生委員なり区の職員なりと連携をして、その方の状況を把握して、適切なサービスにつなげていくことが必要というように考えていますので、そのあたりは確かに、その迅速性や緊急性というところと言うと、やや、やはり委員の皆様にご理解を頂戴するには、もうちょっと早くできるのではないかなというようなご意見もあるのかなというふうには思うところではございます。

○企画政策部長 なるべく絞り込みをさせていただいて、医療関係にかかっている方は、それ

は間違いなくそこにいらっしゃるということがわかるということで、そのデータを使わせていただいて、絞り込んで、その残った人のところだけ調査に入らせていただきたいといった、そういう趣旨です。

○内山会長 後期高齢者の医療制度というのができたので、75歳以上の人は全てそこで集約して管理できるようになったので、このような制度が利用できるようになったのですね。ですから、75歳以前の人たちについてはこれができないのですね。それぞれどんな健康保険に入っているかわからないから。

ただ、こういう制度があると、そこにみんな一括して何でも収集したがるのですよね。例えば所得の情報から、犯罪の情報から、75歳以上の人について、全てこの広域連合に情報収集してしまうというようなことがあって、言ってみれば国民総背番号制が危惧されている部分について、実態とすると、この後期高齢者医療制度の中で、75歳以上の人に限ってはそのようなことが既にできているようになって、行政が集約している情報を自分の必要に応じて自分の都合のいいように利用するということができってしまうという危険があるということも関係しているとは思いますが、だとすると、そういう便利な情報収集を、便利だからといって使うのではなくて謙抑的に使うといいますか、本当に必要な場合にだけ使うというようなこととすると、今おっしゃっているような理由だけでこういう制度を使って、そのような情報を収集することが必要なのだろうか。そんなことをしなくても、この事業はできるのではないかというのが、言ってみれば疑問のように思うのですが、これがないとそれができないのかどうかということですね。文京区の福祉施策のお知らせをすることを、必要な方に届けるということが、このぐらいだったら、みんな郵送なり面談なりで説明できる規模の数ではないのでしょうかということですが。

○福祉部特命担当課長 お知らせに関して申し上げますと、先ほどお見せした高齢者のための福祉と保健のしおりが届いていないというのは2,138名ですので、そちらに郵送してサービスを提供するという事は十分可能だというように思っております。

ただ、一方で、今会長のおっしゃった、広域連合があることによって便利にというか、簡易に情報が収集できることについての具体点ということに関して言うと、広域連合のほうで、やはり所在確認については一括の承認をいただいているカテゴリーでございますので、こちらを区としては活用させていただきたいというような考えでございます。

もちろん、その2,823名への訪問ができないのかと言われれば、もちろんその時間等を考えればできない数字ではないというようには考えるところではあるのですが、やはりそれ

をより迅速に、より可能性の高い方に絞り込んで訪問調査をするということに関して、こちらの事務連絡に、資料1-2にある事務連絡にある20番のカテゴリーの中で所在確認のための、給付実績のない被保険者の方に関しては、やはりそういうことをさせていただいて、その事務効率化なり迅速性を高めたいというところで考えるところではございます。

○前田副会長 前田です。今のご説明は、まさに簡便に情報を取得させてもらいたいという行政の効率化を最優先させている考え方でしかないなと思わざるを得ないのですよね。

この情報はやはり最後の最後だというように考えなくては、個人情報って垂れ流しになってしまうじゃないですか。そこをやはり考えていただくのが最優先であって、むしろその順序としては、やはり逆なのだろうと思うのですね。

時間がかかる、お金がかかる、人手がかかる、労力がかかる、だから個人情報がそこにあるから使わせてくれというのでは、個人情報保護にはならない。まずは、汗を流して情報をためたのだ、作ったのだけでも、これでも足りない部分があって、そこに少し使えるものがあるのです、そこまで行政はやったのですというように言っていただくと、そうだね、そこまでやった、頑張ったのだから、この人のためにちょっと情報をもらおうよというのなら、最小限の個人情報の利用ということでも納得するのですけども、今のご説明だと、やはり行政の効率化を最優先させた情報処理、情報収集のための個人情報収集ということになるので、かえって説明を受ければ受けるほど、僕は遠く離れていってしまうのですよね。何なんだろうな。申し訳ないけど。

○中山委員 一方で、先ほど平本委員がおっしゃったように、緊急的なのというか、その状態にある人を早目に見つけるということを目指していらっしゃるということも、それはよくわかっているのですけれども、ですから、ただ、今、前田委員がおっしゃったように、もしそうであれば、やはり直接行く話なのかなという気もするし、何か非常にこの話、どこが着地点なのかがすごく悩ましいというか、非常に微妙というか、わからない状態になっているのですけれども。

○企画政策部長 目的としては、高齢者の所在確認、安否確認が目的なのですね。それをどういった手段でやるかという話で、データで確認できるものはデータで確認する。どうしても確認できないものは、もう直接行って聞くなりして安否を確認しようというのが今回の事業の目的です。結果的には効率化という点も否定はできませんけども、事業の目的としてはあくまでも所在確認で、それがデータでできるものはデータでやる、できないものは何うということ考えていくということではございます。

○内山会長 諮問の中では、要するに、今まで1万2,281人を対象とする調査の中で、確認ができなかった2,823人について、全てこのようなことについて、後期高齢者医療広域連合に照会するという事になっている部分なのですけども、各委員さんのお話を伺いますと、その中でも、さらに文京区が保有する情報等を照合しても、なおかつ安否確認ができないという人数ですと、2,800人のオーダーがもう少し少なくなる可能性もありますよね。そのような人に対して照会をするということならばできるのか、できないのか。

例えばこの2,823人について、それぞれの民生委員さんに照会するだけでしたならば、担当の地域ごとに民生委員さんがおられるわけですから、2,800人を一時に1人の方に照会するわけではないですから、それぞれ照会して、それでもなおかつこの方は分からないという方についてだけ照会するというようなことをやるというふうな作業を行うと、2,800人はもう少し少なくなるかもしれませんが、そのような作業を行うお考えはありますか。

○福祉部特命担当課長 そうですね、民生委員の方は140人弱いらっしゃいますので、それで分担すれば一律20名ぐらいの方について民生委員の方にお問い合わせということについては、お願いはできなくはないのかなというようには思います。

○内山会長 苦勞をしてもらおうというよりか、民生委員さんが保有している現在の情報で、「この方はご健在です、大丈夫です」というようなことがあれば、それは当然除くというような。要するに、文京区としてはフィルターリング作業を行って、2,823人全員の照会をするということではない、もう少し限定をするということを行っていただくことができるかどうかということですけども。

○福祉部特命担当課長 はい、それは可能だと思います。

○内山会長 落としどころを考えて言っているのですけども、そんなところで、落としどころでご了承いただけるかどうかということ、ご提案させていただいてよろしいでしょうかということですが。

○福祉部特命担当課長 わかりました。

○内山会長 いや、それは区長部局じゃなくて、各委員さんにお伺いして。

○平本委員 平本ですが、私は区側の提案でもいいのではないかという感じもちょっとですね。この所在を確認して、恐らく必要な介護とか医療を非常に適切に提供していくということが最終的な目的だと思うのですね。ですから、そうした場合に、同じ隣接福祉事業を効率的かつ適切に行うために、医療に関する情報を利用するということはそんなに悪いことなのではないか。

そうした場合、確かにいろんな方法によって目的を達する、それを民生委員さんに頼むことも必要でしょうし、こういう医療情報を使うということも必要なのだと思いますけども、何かをやった最後だというように考えなくても、同じ福祉という状況の中でやるわけですから、他の目的に使うわけでもないですから、そういう意味では活用するという余り垣根を作ってしまうということは、行政に限られた人的資源の中で色々なことをしていくにおいて障害になってくるのではないのかなという感じもするものですから、私自身は区側の対応でも構わないのではないかなという感じがしているのですけどね。

○中山委員 もう一点、確認なのですが、少し僕が理解できていなかったのだと思うので手順としてだけお聞きしたいのですが、結局、東京都後期高齢者医療広域連合には、具体的にどういふ依頼を出すのでしょうか。

区内で、75歳以上で医療給付情報の全くない人のリストをくださいとおっしゃるのか、それとも、この2,823人に係る情報をくださいとおっしゃるのか、それはどちらですか。

○福祉部特命担当課長 今、委員がおっしゃった中で言うと、前者です。この中で、医療給付情報が過去1年間、基準日としましては一応23年10月から22年10月までの間に、1年間の間に一度も医療を受けたことのない方のリストを頂戴したいというように思っております。

○中山委員 わかりました、まず前者であるということで、東京都後期高齢者医療広域連合から医療給付情報ゼロという方の情報を得ることの重さが、この目的にどれぐらい適合するかの問題かな。

その意味で言うと、やはり医療給付情報ゼロという情報を、たとえ行政庁であるとしても、行政庁間でそんなにたやすく移動し、入手していい情報かどうかという、そのポイントなのではないかという気がしているのですよね。

○前田副会長 この資料1の4、個人情報の流れで対象情報というのがあって、生年月日、性別、住所、資格取得年月日、医療給付情報という。この医療給付情報という、例えば今言ったように前者でなく、この人にかかわる情報として医療給付情報を頂戴といったときに、この医療給付情報というのは例えば何年何月何日、この1年の中で、例えば昨年8月10日、病院はどこそこで、病名は何々というところまで出るのですか。

○福祉部特命担当課長 今回いただくのは、逆に、その1年間、医療にかかったことの無い人のリストが出てくるので、その方の医療給付情報は無いです。

○前田副会長 出てくる情報は、この被保険者番号というのもわかっているのかな。いわゆる文京区では分かっている。

○福祉部特命担当課長 はい。

○前田副会長 カナ氏名も分かっている。生年月日も分かっている。性別も分かっている。住所も、一応分かっている。

○福祉部特命担当課長 住所も分かっています。

○前田副会長 資格取得年月日も分かっている。

○福祉部特命担当課長 資格取得年月日は分かりません。

○前田副会長 とすると、住所は分かっているけども、その人がそこにいるかどうか分からないので、この後者の2つを取りたい。

○福祉部特命担当課長 その方が後期高齢者医療に入った資格取得の年月日と、それから医療給付は無いという状況を調査したい。

○内山会長 お医者さんにかかってないという人だけを見つけないといけないことですね。

○福祉部特命担当課長 それだけを見つけないといけないことです。

○中山委員 すみません、すごく細かいことなのですけれども、諮問の段階ではそこまで書けないのかもしれないのですが、すごく漠と書かれていて、医療給付情報が欲しいように見えてしまうので、医療給付情報のない人に限って、その人の本人情報が欲しいという、そういう諮問ですね。

○福祉部特命担当課長 そうです。

○中山委員 まず、そうですね。つまり、では、ここから先は議論しなくていいのですが、前田委員がおっしゃっているとおり、医療給付情報をくださいということであれば、これはやはりセンシティブ情報なので、私たちは相当慎重にならなくてはいけないのだと思います。

○内山会長 それは、広域連合のほうで、もともと出さないです。

○中山委員 いや、でも、必要と。なら、出さないのですか。

医療給付情報ゼロの方に関する、その意味で言うと、医療給付情報はいただかないわけです。無いという情報だけをいただくことになるわけですが、それはどれぐらいプライバシー性が高いかという議論になるのではないかという気がする。それはそれで、やはりプライバシー性は高いとは思いますが、それでも。

○前田副会長 そう。ただ、プライバシー性は高いですけど、ゼロか1かという時にゼロ、無いという情報ならという、僕は一瞬、今思っているのが、あると、では何があるのという、細かくなってくるのだけど、無いというだけならば、つまり一瞬、動いている。

○中山委員 そうです。つまり、無いという中に、潜在的に危険な人というのがある恐れがあ

るからということをも多分強調されているということだと思えるのですよね。

では、本当に元気な人にとって、無いという情報を区が外部機関から入手することがどれぐらい嫌なことに当たるかということの問題かなど。そこがクリアできるのであれば、今回は、無いという人に限った情報を収集するというに限って進められるのかなという気もするし、そうでもなくて、やはり無いという情報もプライバシー性が高い、本人に確認も無くよそから手に入れることは良くないということであれば、慎重にならざるを得ないのかということだと思えるのですけども。

○内山会長 プライバシーというのは横文字で、日本語に直すと、ほっておいてもらいたいという権利だということになると、要するに、文京区が来ても「うるさい、ほうっておいてくれ」と言っている人をほうっておかないということですから、厳密に言えばプライバシーに関わることではあるとは思えるのですけども、その程度の問題ですよ。

なおかつ、目的の問題もありますよね。これが営利の目的ですとかということではなくて、ご本人の福祉のために何かができないかということでしょうからということ。

○中山委員 それから、もう一点は、その入手したものは、本当にこの目的だけにお使いですよ。

○福祉部特命担当課長 はい、そうです。

○中山委員 その他のところでお使いになることはないと思われるということですよ。

○内山会長 それは、今日の資料1-2の最後の20番にも出てくるわけですけども、所在確認に関して依頼があった場合に、医療給付がなかったという方々の情報だけは給付する。これによって情報提供をもらうということですから、そのことの目的以外には使えないということですよ。

○前田副会長 もう一つ、ごめんなさい、本当にしつこくて。事前訪問辞退者という方は、電話したところ本人が出てきてなのか、それとも家族が「いいわよ」と言っているのか。

○福祉部特命担当課長 そこが、今回数字として大きくなってしまった最大のところではあるのですが、ご本人の場合とご家族の場合とが、きちんと切り分けができていない部分もあるのですよ。ご家族が出てきて、「家のおじいちゃん、おばあちゃんは、元気だからいいよ」と言うケースもありましたし、ご本人からかかってきたケースもあります。

○前田副会長 そうすると、ご本人からかかってきたケースがあるのであれば、既にそこで所在確認がとれているということですか。

つまり、所在確認ということであるならば、本人が電話口に出て「いいわよ」と言うのだっ

たら、それは結局所在確認がとれているわけだから、その方についてまで情報を取得する理由はないのではないかということが第1点。もう一点は、もしそうなら、切り分けができなかったというのであれば、もう一度電話をして、誰がどういうように回答するのか、「ご本人にちょっと電話口に出ていただきたいのですが」というように、なぜ再度そういった調査ができないのだろう。そんな難しい話しではないですよ。

○福祉部特命担当課長 そうですね。

○前田副会長 そうすると、この2,823人がさらに少なくなって、しかも、ご本人が電話口で「いいわよ」と言っているのであれば、その所在確認は取れているのだからいいのではないかということと、それと、そういう人たちに対しては郵送でいろんな情報を流してあげるなり、また適宜電話で、ケースワーカーなり民生委員なりの方をお願いをして、時々出向いてもらって顔を見るということでは足りないのではないですかね。

それでもなおかつ、実は家族とも連絡が取れていない、本人自身も電話口に出てこない、そういった人たちこそ、本当にそこにおられるのですか、電話にも出ない、そういう人たちこそ、本当にいるのかいということで、医療給付情報で、有りや無しやを見て、無しということならば、本当にそこにいるのかなということで所在を確認せねばならんと。また民生委員にも改めて行ってもらおうといった、やっぱり、何かそういった手間ひま以前の行政のあり方のような気がするのですけど。

つまり、医療給付情報ってどこまでそんなに必要なということなのですよ。ここでもんちやくするよりは、電話するなり何なりしてしまったほうが早くはないかと。改めて、きちんと未確認情報になっている家族が出てきて「家のおじいちゃん元気だからいいよ」、「いや、ごめんなさい、一応こういう調査をさせてもらっています」ということで切り分けてやってももらったほうが、僕は筋道として正しいのではないかと思うのですね。

なおかつ、その上で本人通知の省略の問題も出てくる。これも、だって、「家へ来なくていいよ」という人の情報をとって、拒否された人の情報をとっておきながら、本人通知を省略するなんていうのは、これはまたアウトですよ。むしろそういった人たちに対しては本人通知をして、こういう情報を取らせていただきましたという通知をするのが筋ということになる。僕は、この2つはワンパッケージで考えているものですから。

○中山委員 すみません、ちょっと最後のところは、僕が事務方に代わって言ってしまっているかどうかよくわからないのですが、この本人通知というのは、今対象となっている二千何百何人の話ではなくて、医療情報の無い人全体に対する本人通知の話なのです。ですから、それ

は、やろうと思うとなかなか大変な話になってくるのですけれども。

だから、本当にこれでやる場合には、さっきから申し上げているように、医療情報が無い人という人から見た時の、医療情報が無いという情報が、どれぐらいプライバシー性が高いかの問題なのだと思うのです。

ちょっとそれは置いておいて、やはりそこで必要だったら、だからこの話はやはりもう一回出てきて、拒否するわけでもないのですけれども、ここで決めるでもいいのですけれども、やはり必要といえば必要だし、今日、今必要だったら必要だし、それでもいいのですけれども、前田委員が先ほどから繰り返しおっしゃっているように、もうちょっと何か絞ることの手順が先なのではないかと言われたら、そうなのかなという気もするし、その辺のバランスがちょっとよくわかっていないのですけれども。

最初に言った本人通知の話は、僕の理解で合っていますね。

○内山会長 そうなのですよ。本人通知からすると、1万人になってしまうかもしれないのですよね。

○中山委員 そうですよ。

○内山会長 文京区には、健康なお年寄りがいっぱいいるということになれば。

○前田副会長 なるほど、逆ですね。

○中山委員 逆なのです。だから、個人情報を取る人に対しての通知なのだから。

○宮崎委員 よろしいですか。

○内山会長 はい、宮崎さん。

○宮崎委員 すみません、幹事長会があったもので遅れました。

今お話を伺っていたのですけれども、私も町会長をやっておりまして、それから民生委員も今までずっと議員になるまでやっていたものですから、やはり僕は、この後期高齢者医療で今回は調べていますけれども、実は防災上やはり要援護の人たちをどういうふうにするかということで、一応、今2万5,000人かな、そういう人たちが文京区に、やはり調べなくてはいけない、知っていないといけないということで、民生委員さんや、それから我々町会長なんかがある程度名簿を持ってまして、それで、いざ大震災になった時にどのように対応するというところで、それもやっているのです。

先ほど前田委員からは、民生委員さんというので、確かに民生委員さんがこの医療の関係、そして、どのような状況であるかというのを把握しているということが必要ですから、これはもし本当にまだ2,800人の人達がわからないから、民生委員さん、大体今、民生委員は146

人から150人ぐらい文京区にいるのですね。その人たちにお願いしたりして、もう一度確認を取るということも、ある程度。さっき言ったように、これだけではなくて防災面、防災の時の要援護の人たちにも役に立つ。

ただ、どこまで本当にその情報を得ていいものかというのは、実は私たちももらっていて、これは警察と、防災の話で恐縮なのですが、その時は、ではどうなるのかといたら、警察と行政と我々町会長と民生委員さんが多分その名簿を持っていて、それを我々はちゃんと署名して持っているのです。そのような形にしています。

ですから、この2,823人の方々も、本当は私たちも把握してたいわけです。というのは、大震災になったときに、では、その人たちはどこにいるのか。しかも今、実は町会で一番問題になっているのは、名簿がなかなか作れないのです。これは個人情報で、そうやりたくないという人がたくさんいまして、名簿がなかなか作れないので、うちは今何人いるかというのが町会が把握もできない状況です。

私の、うちの町会名簿は平成6年のままですから、新しいのを作らしようという、個人情報の問題になるから駄目だよという話になって、もし作っても、そのところは空欄にしてしまうとか、駄目になったら空欄にしてしまう、そういうような状況です。

そういった面で、これも同じような共通の問題点があるのではないか。やはり民生委員さんは堂々と、堂々と言うと変ですけども、情報がある程度聞ける立場にいますので、前田さんがおっしゃったように、民生委員さんをお願いしたりして。これは、やりたいんですよ。2,800人、あとのことも。

○福祉部特命担当課長　そうです、把握をし、その中で特にケアが必要だろうと思われる人については、そういうこともさせていただいて再調査をしたいと考えます。

○宮崎委員　ですから、民生委員とか、さっき言ったように町会長なんかが。でも、さっき言ったように、名簿でさえも今作れないような状況ですので、なかなかこの個人情報は難しい問題になっていることは確かだと思っています。

○内山会長　さらにこのことについてご審議をいただきますが、それでは、いわばこのことのみでその福祉施策を行うというようなことではないということをご説明いただいて、理解をしたということを前提の上で、その福祉施策の推進に寄与することがあるということも認めて、この諮問については相当であるということの結論をいただくということで、方向性とすれば、よろしいでしょうかということですけどね。

○前田副会長　申し訳ないのですが私は納得がやはりいなくて、もしそうであるならば、や

はりもう少し調べた上で、私としてはこの手続を踏んで欲しいと、私は申し訳ないですが考えております。ご説明を聞けば聞くほど、やはりもう一度その二千何百名、直接訪問して確認をとっていただいた上でだと考えています。私はそういう意味では反対ですし、もう一度この辺、練り直して再提出していただいたほうが私はいいと考えております。

○中山委員 結局、今日審議会でいろんな意見が出ていますので、この件について別に皆さんが不同意と言っているわけでもないと思われしますので、どの点がポイントになっているか。

僕が最初にこだわったのは、要するに、医療に全くかかっていないということがプライバシーかどうかということだったということと、あとは、その2,800人というのがどの程度多いか少ないかということだったと思うのですが、その辺を何かちょっとだけ整理していただいて、それから、どの程度これが緊急性があるかとも思いますし、それとあと、委員の方々も年度末に近づいていてどんどん忙しくなっていくので大変な話だとは思いますが、ちゃんと整理していただければ、もうちょっと議論しやすいのかなという気がしていますけれども、前田委員、いかがでしょうか。

○前田副会長 その辺は、まさにそのとおりです。

○中山委員 そうですね。だから、例えばやはり、ここは要するに区民のプライバシー情報をどう扱うかという話。それで、区の要するに行政庁としての行政サービス、それから効率的な行政サービスという点でも非常に重要なことも非常によくわかっているのですが、その意味で言うと、最後の砦になっているのが審議会なわけだから、やはりある程度上手に委員がすっきりいく状態に、もう少し資料を整理していただいたほうがいいかなという気は、ちょっと感じたのですが。

○前田副会長 まさに中山委員のおっしゃるとおりで、すっきりと同意するための何か資料が欲しいですけどね。

○内山会長 多数決ということでこの結論を得てもいいといえいいんですけども、審議会ですからそれでもいいのですが、基本的には全員がご同意いただくという中で答申をするということをしてほしいとは思っているのですが、これはしかし区長名で諮問があるものを撤回するというわけにも多分いかないだろうというようにも思いますので。

○中山委員 過去に、先生、2回やったことはありますよ。

○内山会長 はい。しかし、撤回はしていませんよね。だから、説明をもう少し補充していただくということをするかどうか、その点をちょっとご回答いただきましょうか。でなければ、このことについて決なり、結論を出さなければいけなくなります。

○福祉部特命担当課長 再度、ご指摘いただいた点を整理させていただいて、資料をもう少し、増やすなり、補足するなりを考えた上で、再度提出させていただきたいと思います。

○中山委員 再度提出。留保。

○内山会長 いえ、さらにこの審議を続けるというだけのことで、今日は結論を出さないというだけのことで、ご意見を伺ったというだけのことにさせていただいた上で、さらに必要な説明等を行っていただいた上で結論を出すというようなことをする。もう一回、開かなくてはいけなくなりますけど。

では、時間がかかり経過しておりますので、このことについてはそういうこととして、継続してご審議をいただくということにさせていただきます。

各委員の皆さんは、そういうことでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内山会長 それでは、そのようにさせていただきます。

5 報告

報告第1号 情報公開請求手続における電子申請の導入について

報告第2号 出入国管理及び難民認定法（入管法）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の改正について

報告第3号 情報公開決定の特例延長について

報告第4号 取消訴訟について

○内山会長 その上で、次は報告事項でございます。

1号から4号までございますけども、時間が経過しておりますから。

○諸岡委員 すみません、ちょっと。町会のほうの会合がありますので、失礼させていただきます。

○内山会長 はい。

(諸岡委員退席)

○内山会長 報告でございますから、要約した上でご説明いただくと。

○広報課長 それでは、ここで渡邊特命担当課長は、これで退席させていただきます。

○福祉部特命担当課長 ありがとうございます。

○内山会長 はい、ご苦労さまでした。

(特命担当課長退席)

○広報課長 では、報告事項、今会長のほうからありました4件です。それで、資料の確認なのですが、報告資料1というのは、情報公開請求手続に電子申請を導入する経緯や手続の流れをまとめたものでございます。報告資料1-2は、東京電子自治体共同運営協議会の電子申請システムの概要でございます。

報告資料2は、改正出入国管理及び難民認定法等の概要や個人情報の流れ等をまとめたものでございます。報告資料2-2は、出入国管理及び難民認定法の改正概要をまとめた法務省の資料でございます。報告資料2-3は、住民基本台帳法の改正概要をまとめた総務省の資料でございます。

報告資料3は、情報公開条例第14条第2項に基づく運営審議会行政情報報告書でございます。報告資料3-2は、当該公開請求内容と特例延長までの経緯をまとめたものでございます。

報告資料4は、取消訴訟についてでございます。

資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、報告第1号について質疑応答のため、同席しております所管課の職員を紹介します。吉田企画政策部情報政策課長でございます。

○情報政策課長 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○広報課長 それでは、報告資料1、電子申請による情報公開請求手続の導入について、ご説明申し上げます。

報告資料1でございます。これまでの経緯ということですが、本区では、情報公開請求手続について、事実関係を明確にしておくという必要から、書面を窓口へ直接または郵送、ファクシミリにより提出する方法で実施してまいりました。

平成21年度からは、都内の地方公共団体が共同利用する電子申請システムを利用して、電子申請による手続の導入を拡大したものでございます。情報公開請求の手続につきましては、電子申請を導入することで、大量請求が増加するのではないかと懸念、あるいは受付体制を検討する必要があるのではないかとということで今まで導入を見送ってきたところでございますが、一方、23区では周辺区を含む15区で導入しておるのが実態でございます。

導入の目的でございますが、請求方法の多様化ということで、公開請求者の利便性を向上させるために、第4次電子自治体推進プラン及び電子申請の取組方針に基づきまして、情報公開請求手続に新たに電子申請を導入するものでございます。

導入後の手続の流れでございますが、次ページのフローチャートに示したものでご説明申し

上げます。

請求者からは、電子申請システムというのを介しまして広報課のほうに申請をいただくということで、ここに流れが書いてあるとおりでございます。

広報課で受け取った電子申請後の書類については、その後、所管課に依頼し、決済後請求者への写しの交付等の流れについては、従前どおりでございます。

個人情報の取扱い、導入までのスケジュール等は、4番、5番でここに書かれているとおりでございます

6番の情報公開条例上の取扱いでございますが、行政情報の公開請求方法として、条例の規定では書面を提出することになっておりますが、電子申請による場合でも、請求者からの請求情報の受信によって運用上書面の提出があったものというようにみなしたいと思っております。

説明は以上でございます。

○内山会長 要するに、申請がもう一つ方法がふえて、請求者からすると利便性が増したということですね。

○中山委員 かねてから、電子申請は是非やっていただきたいということを私はお願いしておりました。本当にどうもありがとうございます。

それと、もう一点は、本区の特徴としては、原則即日公開というのがあって、それも今後ちゃんと、もちろん難しいものについては、延長はあり得るということは承知している上ですけれども、可能な限り即日交付というのもお願いしたいと思っております。

その上での確認なのですが、結局この電子申請制度は、電子申請の受付のところだけをこの電子申請システムを使うというものであって、今まで郵送でされていたものやファックスでされていたものと同様に、到達するところまでを電子申請システムで扱うという、そういう解釈で、それでよろしいですね。

○情報政策課長 はい、今、委員がおっしゃったとおりでございます。

○中山委員 わかりました。むしろ利便性が増して、即日交付も、できるものに関しては今後もやっていただきたいということで、是非よろしく願います。

○内山会長 電子申請として、即日というのがどういうことか、イメージが若干わきませんがね。パソコンでやっておいて、その場で窓口へ行くということなのですか。

○広報課長 そうですね。うちのほうは、その手続は迅速にももちろん進めますけれども。

○内山会長 いずれにしても、迅速にやっていただくというのが中山委員の趣旨だと思いますけれども、それは変わらないですね。

○広報課長 はい、変わりません。

○内山会長 それでは、報告事項第1号についてはそのようなこととして承ったということにいたします。

報告第2号。

○広報課長 ここで情報政策課長は退席させていただきます。

(情報政策課長退席)

○広報課長 それでは、報告第2号について、説明のため、同席しております所管課の職員を紹介いたします。

島村区民部戸籍住民課長でございます。

○戸籍住民課長 島村でございます。どうぞよろしく願います。

○広報課長 後ろは戸籍住民課の柴垣外国人登録担当主査でございます。

○戸籍住民課外国人登録担当主査 柴垣でございます。よろしく願います。

○広報課長 それでは、報告資料2「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の改正について」に基づきまして、所管課長からご説明申し上げます。

○戸籍住民課長 報告資料2をご覧いただきたいと存じます。本入管法特例法の改正についてでございますが、まず1番、概要についてであります。

平成21年7月15日に、この入管法特例法の改正法の一部を改正する等の法律が公布されました。新たな在留管理制度が平成24年7月9日から導入されるということが決まりました。

この制度の導入に伴いまして、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられるようになりました。そこで、区では外国人住民の氏名等の情報を新たに住民基本台帳に登録することになりました。これに伴いまして、外国人のデータを保有しております法務省と区の住民基本台帳の情報間において、外国人住民のデータをやり取りすることが必要となってきました。これは常に正確な住民情報を確保するための方策であります。

この個人データのやり取りのため、区に法務省の連携専用の端末を設置しまして、その端末から媒体を介して相互に情報の通知を行うということでございます。

2番、関係法令は記載のとおりでございます。

それから、3番、法務省と区の情報連携についてですが、法務省で持っている①の法務省通知でございますが、法務省で規定する事項というのがございます。これは次の項番4番、業務で扱う個人情報の①法務省通知のところ、氏名、生年月日、性別から特別永住者証明書番号ま

での事項でございます。

それから、区市町村の通知ということで、外国人の住民票に転入、転出等の異動があった場合に、その内容を法務省の端末を通じて法務省に通知する事項でございますが、これも項番4番の②区市町村通知ということで、氏名から事由の発生年月日、新住所までの事項でございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。個人情報の流れでございますが、法務省のシステムから、LGWANを通しまして、区に設置してあります法務省の連携端末に情報が入っています。その情報を、媒体を通して区の住民基本台帳システムに入れるというように考えております。

また、区で住所に変更などありましたその情報も、媒体を通しまして、区に設置してあります法務省の連携端末を通して、LGWANを通して法務省に連絡をしようというように考えております。

6番のセキュリティ対策でございます。法務省と区に設置されました法務省の連携端末の間は、LGWANで接続をする。また、法務省の連携端末と区の住民基本台帳システムの間なのですが、媒体を介してやり取りを行うため、法務省の連携端末と連携用の媒体及び住民基本台帳システムのインタフェース、2つのもの間を仲介するものについては適切なセキュリティ対策を講じてまいります。

対象者でございますが、文京区に中長期に在留いたします外国人ということで、約7,400人のデータを管理しようというように考えております。

今後の実施予定でございますが、ただいま、23年度中に既存の住基システムを改修しております。23年度1月から3月の間に、法務省の端末を設置する予定でございます。また、24年5月中に法務省と連携テストを行うというように法務省から通知が来ております。それから、24年7月9日から法施行をしまして、本稼働になります。

個人情報保護条例上の取り扱いについてでございます。法務省が設置します連携端末と区の住民基本台帳システムは、媒体を介して対象となる外国人住民情報をやり取りするため、個人情報の保護に関する条例第15条の3、外部結合による個人情報の提供の禁止には当たらないというように考えております。

以下のページでございますが、国または東京都などの資料を添付させていただきました。内容につきましては、項番3番、4番、それから5番で説明をいたしましたものの詳細な説明でございます。それと、住民基本台帳法をどうして改正するかというような趣旨の資料を添付さ

せていただきました。

以上でございます。

○内山会長 ありがとうございます。

ご質問はありますでしょうか。

○前田副会長 すみません、わからないのですが、第15条の3には当たらない、基づく外部結合には当たらないということなのですが、ちょっとこの65ページを読んでいるのですが、ちょっと教えていただければということなのですが、当たらないって、なぜ当たらないのかわからないのですが。単純に言うと、ここに、例えば住民基本台帳ネットワークシステムは外部結合に当たると書かれています。それと似たようなやり取りのように僕は思えてならないのですが、それはどう違うのか、わからないので。

○戸籍住民課長 添付した資料の最初に「法務省と市町村の情報のやりとり等について」という資料がありますが、その5枚目ぐらいをめくっていただきますと図が出ていると思うのですが、それによってちょっと説明をさせていただきます。一番左に法務省とありまして、こういうような図なのですが、これは最後の図です。すみません。一番左に法務省というのがありまして、在留資格等に係る通知で矢印を作って、情報連携端末「(注1)」という図のところに来ています。これは、区役所の14階の情報政策課に置いていただこうと考えております。これを、媒体を介して、いわゆるUSBメモリを介して住基データサーバに入れようというように考えております。

上の段には、住民基本台帳のネットワークがあります。これは、住基台帳からファイアウォールを通しまして、それで住基データに、住基のサーバに直接、一応いろいろなセキュリティを含めまして直接結合をしているということで、上の場合は15条の3に該当する。下の場合は、一部、媒体を介して行いますので、直結ではないというように判断をしております。

○内山会長 要するに、外部結合というのは、無線か有線かは別として、コンピューターとコンピューター同士で直結してしまう。

○前田副会長 端末同士がつながっていると。

○内山会長 ええ。この場合は媒体とって、USBメモリを物理的に渡すということによるから、これに当たらないということですね。

○中山委員 そうすると、解釈としてですが、USBメモリに入れた内容を書留郵便で送っているのと同じだからと、こういうことですね。そういうことですね。

○戸籍住民課長 はい。

○中山委員 結局、それこそ区が法務省の電子申請システムのようなもので送付しているだけに過ぎないと、そういう解釈をされていると、こういうことですね。

○前田副会長 なるほど。

○内山会長 USBメモリは、手渡し、郵送。持って行くのですよね。

○戸籍住民課長 ええ。端末を置いておく場所が、わざと14階の情報政策課のマシン室にお願いをして、本当に数メートル歩けばできるように今、セキュリティを高めています。外へ持ち運びしないように考えております。

○中山委員 もう一点、それを操作する人が限定されているのかどうかということと、その作業を1人だけでやるか、必ず複数人でやるとかいう、そのルールがどう決められているかという整備がされているかだけ、教えてください。

○戸籍住民課長 整備されています。今、住基ネットワークもそうなのですが、おおむね4人限定しまして、2人1組になって、毎日決まった時間に作業するように考えています。

○中山委員 それも、複数人の目でやるのですか。

○戸籍住民課長 はい。

○内山会長 そういうことですかということで、あとは、外部提供の制限にはもともと当たらないと、法令に基づく処理だということですね。

それでは、これは報告ですから、そのように適切に処理していただくということが中山委員のご発言の趣旨だろうと思いますから、よろしくお願ひしたいと思います。

○広報課長 それでは、島村戸籍住民課長は退席させていただきます。

(戸籍住民課長退席)

○広報課長 それでは、続きまして、報告の第3号です。

○内山会長 はい、お願ひいたします。

○広報課長 それでは、報告資料3「運営審議会行政情報報告書」に基づきまして、説明させていただきます。

本件につきましては、この条例の根拠にありますとおり、情報公開条例第14条第1項の規定に基づきまして公開決定期限の特例延長の決定を行ったため、同条第2項の規定に基づき、本審議会に報告するものでございます。

公開請求に係る行政情報の件名、内容等でございますが、次の報告資料3-2「情報公開請求概要」に基づきましてご説明申し上げます。

公開請求の内容でございますが、昭和51年度から平成23年度分の建築確認申請受付簿の写し

でございます。

請求年月日、受理年月日、公開の区分、実施機関については記載のとおりでございます。

特例延長までの決定内容でございますが、23年10月19日に、これは公開の可否の部分の決定に日時を要するというので延長、また、大量の請求と、内容確認し、公開できる部分の区分の事務に日時を要するというので、再延長を決定しました。

それで、結論から言うと、23年12月16日、一部公開決定ということで決定を見たところでございます。非公開とする部分については、この(1)から(4)に書かれている内容でございます。非公開の理由については、そこに書いてあるとおりでございます。

それで、今回の報告事項については、特例延長の決定内容でございます。12月16日、一部公開決定をした当日、特例延長の決定をしたものでございます。決定期間、特例延長する期間等は、ここに書かれているとおりでございます。特例延長する理由は、公開請求された行政情報が著しく大量であるためでございます。

報告は以上でございます。

○内山会長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○中山委員 まず、特例延長になったケースというのが、今までに本区であったのかというのをちょっと教えておいていただきたいということです。

それと、あと、これからかなり長い期間にわたって実施がされるということになると思うのですが、開示されるべき部分は開示され、不開示のところは不開示にされということで、ちゃんときっちりやっていただきたいという、それだけの当たり前の話なのですが、期間がかかる以上に不利益のないようにしてくださいという、それぐらいのことです。

○広報課長 特例延長の今までの経緯ですが、すみません、ちょっと調べてないので、そんなにまれにあることではないので、それで、今回のこれは建築確認申請の受付簿ということで、今まで特にそういった情報公開の請求はありませんでした。確認申請そのものの閲覧並びに写しの交付というのはあったのですが、受付簿、それからあと、対象年度が非常に複数年度にわたって大量なものでして、それを一回写しをとって、きちっと非公開の部分の間引いて、それで公開という作業になりますので、一定の職員が毎日毎日やらなければいけないぐらいの量で、こういう特例延長をしたものでございます。

○中山委員 はい、わかりました。

○内山会長 これについて、異議申立て等が出ているということはないのですよね。

○広報課長 ないです。

○内山会長 報告資料の4に基づいて、次のことについてご説明ください。取消訴訟について。

○広報課長 これは、前回の第2回の7月に行われた取消訴訟についてのご説明の続編になります。これにつきましては、診療報酬明細書の公開請求でございまして、7月の時点では、東京高裁での判断をご説明しまして、最高裁に上告したというところまでご説明したところですが、最後の欄にあるとおり、最高裁では上告人の請求は理由がないということで上告棄却、23年11月10日に決定されたものでございます。

報告は以上です。

○内山会長 上告と、上告受理の申し立てがあつて、それぞれ不受理と棄却の決定が出たと。これは決定ですよ。

○広報課長 決定です。

○内山会長 というようなことです。

報告事項4件は以上ですが、その次に移ります。

6 その他

○内山会長 4、その他ということですが、何か用意されていでしょうか。

ご相談は、次回どうするかということでしょうかね。

○広報課長 そうです。

○内山会長 欠席されている委員もおられますし、おられない委員もおられるので、調整は後ほどということによろしいでしょうか。

○広報課長 はい。

○中山委員 1点だけ、いいですか。区民の方から、縦覧している資料の写しをもらう時には情報公開請求が要るのですかというような何かコメントがあつたのですが、そこはどのようなのでしょうか。例えば、わかりますか。

○企画政策部長 いえ、わかりません。

○中山委員 だから。

○企画政策部長 言っていることですか。わかります。

○中山委員 だから、要するに、都市計画部とかで縦覧中のものとかがありますよね。だれでも見られるようなものの時に、その写しをその場でとることができる運用が過去にされていたケースもあつたのに、同様のことを希望したら情報公開請求するものだという教示があつた

ようなことをちょっと。

○内山会長 そうなのですか。

○中山委員 はい。

○広報課長 縦覧、都市計画法に基づく縦覧手続があって、それで、誰でもそれは閲覧できるような状態にするというのがあったと思うのですが、それを、今までいわゆる写しを取る際に、都市計画部の中でも何か取扱いが、その場合にに応じてちょっと違っていらしいのですよね。今回その問題がクローズアップされましたので、改めて都市計画部には、いわゆる情報公開請求に基づくのか、あるいは閲覧の中で、縦覧の中でそれがきちっとできるのか。

○中山委員 検討中ですか。

○広報課長 ええ、判断してくださいということを、うちのほうからは申し添えたのですよ。

○中山委員 よろしいですか。建築計画概要書とか、それから細街路の図面とか、そういうものについては、閲覧した上で写しを取る時には簡便な方法で情報公開の写しが取れるようになっていきますよね。

○広報課長 はい。

○中山委員 例えば、それと同等のような方法で、縦覧に供しているものに関しては写しが簡便に提供できるなんていうようになっているといいのかなというように思ったのですが。

○広報課長 縦覧という制度は、閲覧できる状態に置いておくということですので、それを簡便な方法で写しが、いわゆる情報公開請求のちょっと複雑な手続を経ないでもできるような形というのは望ましいと思いますので、その辺は都市計画部のほうと今後調整していきたいと考えております。

○中山委員 わかりました、はい。情報公開条例上は、請求があったら、それはそれで公開、非公開を決定する。そのときに、非公開事由がほぼない情報と、こういう解釈ですよ。

○広報課長 そうです。

○中山委員 はい、わかりました。

○内山会長 それでは、以上でその他を終了いたします。

7 閉会

○内山会長 それでは、これで閉会させていただきます。どうもありがとうございます。